

人権と文化

—— とくに日本における女性の人権と文化 ——

Human Rights and Culture: With a Particular Focus on the Human Rights of Women in Japan

原 真 和*

要 約

日本における女性の人権の状況は経済的な豊かさに比較して改善が遅れていると言える。人権の状況には文化の影響がある。本論考では、人権状況を改善するための方策として、人権に関する国際的な宣言、規約、条約、議定書や国連の働きを知ることと、自国の文化を歴史的・学問的に点検することの2点を提案している。

キーワード：人権と文化、世界人権宣言、女性差別撤廃条約

I 人権と文化の問題

The Huffington Post（日本語版）の2015年12月10日の報道によると、菅義偉官房長官は、同日午前の記者会見において、国際ハッカー集団「アノニマス」が安倍晋三首相の公式サイトをサイバー攻撃した可能性があることを明らかにした。同報道によると、同日午前3時半ごろ、「アノニマス」を名乗る人物が「捕鯨は文化的権利ではない」とする声明をTwitterに投稿していた。

この一件の詳細は本論考の関心事ではない。また、この一件のような方法は意見表明の方法として適切ではないだろう。しかし、ここでは、「文化的権利」という言葉に着目したい。水産庁のサイトによると、日本は、以下の基本認識の下、商業捕鯨の再開を目指している。

- (1) 鯨類資源は重要な食料資源であり、他の生物資源と同様、最良の科学事実に基づいて、持続的に利用されるべきである。
- (2) 食習慣・食文化はそれぞれの地域におかれた環境により歴史的に形成されてきたものであり、相互の理解精神が必要である。¹⁾

言い換えれば、クジラは食料であり、クジラを食べることは日本の習慣・文化であり、鯨類は捕獲量の制限等の適切な管理をすれば維持が可能であるから、日本政府は、捕鯨およびクジラを食べることを文化的権利と考えており、商業捕鯨の再開を目指す、という主張である。²⁾ これに対して、捕鯨に反対する人たちは、捕鯨は残虐であり、歴史的にクジラを食べる習慣・文化があったとしても、もはやそれは文化的権利としては認められず、したがって、捕鯨を行うべきではない、という主張をもっていると推察される。これは動物の権利に関わる問題であるが、動物の権利については本論考では論じない。しかし、事柄が人権に関わる場合はどう考えるべきだろうか。

世界経済フォーラム（World Economic Forum）が発表した「世界ジェンダーギャップ報告2015年版（*The Global Gender Gap Report 2015*）」³⁾によると、日本は145か国中101位であった。この順位は、経済への参加と機会、教育水準、健康と寿命、政治権力の4項目のスコアが0～1になるように、すなわちジェンダーギャップがなければ1になるように指数化し、4項目の平均値が高い順に、すなわちジェンダーギャップが小さい順に世界の国々を順位

* Masakazu HARA 聖和短期大学 教授

1) 水産庁のサイト、「捕鯨を取り巻く状況」 http://www.jfamaff.go.jp/j/whale/w_thinking/

2) 同サイトによると、イルカ（小型鯨類）は国際捕鯨委員会（IWC）の管轄外であり、イルカも捕獲量の制限等の適切な管理をすれば維持が可能であるから、イルカ漁は問題ない、とされている。

3) <http://www3.weforum.org/docs/GGGR2015/cover.pdf> 使用言語は英語。「ジェンダーギャップ」は性の格差を意味する。国別の順位表は8～9ページ。

付けしたものである。⁴⁾ この報告は、世界における女性の人権の状況に関する1つの資料であると考えられる。

国や地域が経済的に豊かになるほど、その国や地域の人権状況もよくなるのではないかと推察される。国や地域の経済的な豊かさの指標としてその国や地域の人口1人当たりの購買力平価を見ることは妥当であると考えられている。⁵⁾ 国際通貨基金(IMF)の国・地域別の人口1人当たりの購買力平価の資料⁶⁾には、データがない2か国を含めて、189の国と地域が挙げられている。この資料を人口1人当たりの購買力平価が大きい順に並べ替えると、日本は29位となる。これを日本の経済的な豊かさの世界における順位と考えるならば、日本のジェンダーギャップの順位が101位というのは、経済的な豊かさと比較してジェンダーギャップが大きいということになる。すなわち、日本における女性の人権状況の改善のペースは経済的発展に比較して遅いと言えると思われる。その原因は何であろうか。

もう一度前掲の「世界ジェンダーギャップ報告2015年版」の国別ジェンダーギャップの順位表と国際通貨基金の国・地域別人口1人当たりの購買力平価の資料を見よう(以下、2つの順位を併記している場合は、前がジェンダーギャップにおける順位、後の()内が1人当たりの購買力平価における順位)。これら2つの資料において、ジェンダーギャップが小さい国の上位3か国はアイスランド1位(23位)、ノルウェー2位(6位)、フィンランド3位(26位)、1人当たりの購買力平価の上位3か国はカタール122位(1位)、ルクセンブルク32位(2位)、シンガポール54位(3位)となっている。アジアでジェンダーギャップが最も小さいのはフィリピン7位(119位)、欧州・北米以外ではルワンダ6位(170位)である。

漢字を用いているか、かつて用いていた国々を見

ると、ベトナム83位(126位)、中国91位(89位)、日本101位(29位)、韓国115位(31位)となっている。日韓両国はよく似た傾向を示している。すなわち、両国とも、経済的な豊かさの指標に関しては上位であるが、ジェンダーギャップに関しては下位である。アラブ連盟結成時(1945年)の加盟国7か国の内、現在も加盟国で、なおかつ上記の2つの資料の両方にデータがある5か国(エジプト、サウジアラビア、ヨルダン、レバノン、イエメン)を見ると、1人当たりの購買力平価が12位(サウジアラビア)から141位(イエメン)の間に分布しているのに対して、ジェンダーギャップは134位(サウジアラビア)から145位(イエメン)の間に分布している。すなわち、経済的な豊かさの指標に関しては大きな違いがあるが、ジェンダーギャップに関しては下位に集中している。いわゆる漢字文化圏の国々は儒教の影響が大きい社会であり、アラブ連盟の国々はイスラムの影響が大きい社会であると考えられる。世界経済フォーラムのジェンダーギャップ報告や国際通貨基金の資料は参考でしかないが、これらからだけでも、女性の人権状況に文化が関係しているであろうことが推察される。これらの参考資料から推察されることは、女性の人権状況に関しては、経済的な豊かさよりも文化の影響のほうが大きいということである。

文化は、言語や宗教や生活習慣を含んでおり、個人の人格形成や自己理解に深く関わっている。人権の観点からは、個人の文化的権利は尊重されるべきであり、文化的背景の違いによって差別されてはならないはずである。他方、同じく人権の観点からは、すべての人が平等であるはずであり、人権は普遍的であるはずである。別の言い方をすれば、文化を享受し、伝承することは人権の一部であると考えられ、文化の違いを優劣という次元でとらえることは差別であり、人権侵害であるが、人権は普遍的で

4) 4項目のそれぞれを指数化するに当たって、どのようなデータを用いたかは、同文書5ページ参照。日本の各項目における順位は、経済への参加と機会106位、教育水準84位、健康と寿命42位、政治権力104位であった。教育水準においては、指数が1,000の国が38か国あり、日本の指数は0.988。健康と寿命の指数化に際して用いられた資料は、新生児の男女比と健康寿命の男女比である。経済への参加と機会が1位の国はノルウェー、指数は0.868、政治権力が1位の国はアイスランド、指数は0.719。

5) 総務省のサイト、「国際比較プログラム(ICP)への参加」

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/kokusai/icp.html

各国の人口1人当たりの購買力平価(purchasing power parity=PPP)の比較は、各国の国内総生産(GDP)の実質比較を意図している。

6) IMF(国際通貨基金)のサイト、Data and Statistics, World Economic Outlook Database, October 2015にGross domestic product based on purchasing-power-parity(PPP) per capitaのExcel互換ファイルがある。2014年またはできるだけ近年のデータが用いられている。

あり、その意味で文化の違いを超える次元を含んでおり、文化的権利を理由に差別や人権侵害を正当化することはできないはずである。ここに人権と文化の問題がある。このことを認めた上で、人権の状況を改善していくにはどうすればよいのか。

日本における女性の人権状況の改善の方策として、本論考では下記の提案を行いたい。

- (1) 今日の国際社会における人権の定義・基準・根拠となる国際的な宣言、規約、条約、議定書と人権の推進を目的の1つとしている国際連合の働きを知り、理解を深める。
- (2) 自国・在住国の文化や伝統を歴史的・学問的に学び、(1)の観点から批判的に点検する。

II 国際社会における人権

人権侵害の加害者にならないためにも、被害者になったときにそのことを認識して対処するためにも、人権の定義・基準・根拠を知っていなければならない。そもそも人権とは何か。人権が守られなければならない根拠は何か。人権は、人類の歴史の中で徐々に認識され、明確化されてきたが、今日の国際社会における人権の定義・基準・根拠は、世界人権宣言⁷⁾、2つの国際人権規約、それら2つの国際人権規約に関する3つの選択議定書（以上を国際人権章典という）、および人種差別撤廃条約、子どもの権利条約、女性差別撤廃条約、難民条約、移住労働者権利条約、障害者権利条約等の人権に関する諸条約とそれらに関する選択議定書である。これが国際連合（国連）の立場であり、本論考はこの立場を取る。⁸⁾ この立場を取れば、人権は、単に観念、価値観、倫理にとどまらず、国際社会で承認された宣

言、規約、条約、議定書および国ごとの憲法、法律等によって守られるべき具体的な権利である。

国連の加盟各国の政府はそれぞれの国民を代表しているが、国連に加盟している主体は加盟各国の政府であり、国連が代表しているのは全加盟国であって、国連は全人類を代表する世界政府ではない。国連の働きには様々な限界がある。また、国連の設立経緯や現状について、批判的な意見もあるだろう。しかし、それでもなお、国連は今日の国際社会を代表する最重要組織ではないだろうか。国連の設立意図は戦争の防止と平和の維持であり、国連の主な目的は平和・安全の維持、貧困の撲滅と持続可能な発展、人権の推進の3つであると言える。⁹⁾ これらの3つが相互に関連していて、それぞれが個人の幸福にとって非常に重要であることは、言うまでもないだろう。

人権は、第一義的には、個人が各国政府に対して有している権利である。すなわち、個人対政府の関係においては、人権は個人が政府に対して主張できるのみであって、政府が個人に対して人権を主張することはできない。¹⁰⁾ しかし、人権侵害は、政府が個人に対して行うことができ得るだけでなく、個人と個人の間でも起こり得る。人権侵害の加害者にならないためにも、被害者になったときにそのことを認識して対処するためにも、個人が人権の定義・基準・根拠を知っていることは非常に重要である。

人権の定義・基準・根拠は、上に挙げた国際的な宣言、規約、条約、議定書の総体と憲法や法律等であるが、中でも世界人権宣言がとくに重要であろう。この宣言は、人類の歴史において、普遍的な人権の基準を宣言した画期的なものであり、それが採択された1948年12月10日を記念して、その日は「世界人権デー」とされている。前文と30の条文から成

7) The Universal Declaration of Human Rights 英語の全文は国際連合のサイトにある。

<http://www.un.org/en/universal-declaration-human-rights/index.html>

日本語の全文は国際連合広報センターのサイトにある。

http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/universal_declaration/

8) 下記のサイトを参照。

国際連合広報センターのサイト <http://www.unic.or.jp> (日本語)

国連人権高等弁務官事務所のサイト <http://www.ohchr.org/EN/Pages/Home.aspx> (英語)

ヒューライツ大阪（一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター）のサイト <http://www.hurights.or.jp/japan/> (日本語)

なお、国際人権章典、人権に関する諸条約とそれらに関する選択議定書の詳細についても、上記のサイトを参照。日本が未だ締結していないものもある。

9) 国際連合広報センターのサイト <http://www.unic.or.jp> (日本語)、「基本情報」の部分に国連憲章全文(日本語)がある。同サイトには、『国連のここが知りたい』(http://www.unic.or.jp/files/about_un.pdf)等、様々な無料の電子文書がある。

10) 阿久澤麻理子、金子匡良『人権ってなに？ Q&A』（解放出版社、2006）、28ページ。

るこの宣言の第26条は教育を受ける権利に関するものだが、その内容は下記のとおりである。

1. すべて人は、教育を受ける権利を有する。(後略)
2. 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。(後略)

2014年8月4日付の国連人権高等弁務官事務所報告書¹¹⁾によると、人権教育は以下を含むとされている。

- (a) 知識および技能—人権および人権メカニズムについて学び、日常生活に実践的な方法で適用する技能を取得する
- (b) 価値、態度および行動—人権を擁護する価値を醸成させ、態度および行動を強化する
- (c) 活動—人権を守り促進する活動の実施

人権状況の改善のためには、人権の定義・基準・根拠を知ることが非常に重要であるが、上記の文書に即して言えば、それは(a)～(c)の内の(a)の前半に相当している。日本の人権教育の現状を見ると、具体的な人権問題についての学習が中心となっている感がある。それは、上記の文書に即して言えば、(c)に関連する内容であろう。具体的な人権問題について学ぶことによって、(b)を達成しようと意図していると考えられる。具体的な人権問題についての学習の重要性は明白であるが、その基礎となる(a)の重要性もまた明白である。(b)が達成されていれば、家庭、学校、職場、地域社会等におけるハラスメント、虐待、いじめ、差別等が防止されるはずである。

朝日新聞電子版の2015年12月17日の報道によると、日本の民法が夫婦同姓を規定していることの違憲性が問われた裁判で、最高裁判所は、裁判官15人の内10人の多数意見により、現在の民法が合憲であるとの判断をした。夫婦同姓を法で規定している国は、現在は日本以外に確認できない。この件に関し

ては、日本政府は、女性差別撤廃条約に基づいて設置されている女性差別撤廃委員会(CEDAW)から、数年来、選択的夫婦別姓制度の採用を内容とする民法改正のために早急な対策を講じるように要請されていた。同委員会は、民法改正をしないことは世論調査の結果によって正当化されるものではなく、選択的夫婦別姓制度採用のための民法改正は女性差別撤廃条約の条文に基づく義務であると指摘している。¹²⁾ 女性差別撤廃条約には以下のように記されている。

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。(以下略)¹³⁾

この一件は国連の働きの一例であるが、人権に関する国際的な宣言・規約・条約・議定書の内容や国連の働きを知ることが、インターネットの普及によって、以前より容易になっている。インターネットが利用できる環境さえあれば、だれにでも可能になっていると言っても過言ではあるまい。民主主義の原則に照らして言えば、政府を監視することは主権者である私たちの義務であると言わなければならない。

11) http://www.unic.or.jp/files/a_hrc_27_28.pdf

12) 内閣府男女共同参画局のサイトに日本語の資料がある。
http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/cedaw_co_followup_j.pdf

13) 同サイトには女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)全文の日本語訳がある。
http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/joyaku.html

Ⅲ 文化・伝統の自己点検

文化というものは、歴史の中で、連続性をもちつつ変化しながら存在している。女性参政権の歴史を見るだけでも、それが実現したのは、早いところでも19世紀であり、大部分の国々では20世紀であった。すなわち、普遍的人権が近代以前から本来的に実現していた文化圏というものはない。上で見た最新のジェンダーギャップ報告においても、政治権力におけるジェンダーギャップが最小のアイスランドの指数（ジェンダーギャップがなければ1となる）は0.719であった。しかし、人権状況の改善の度合い、すなわち普遍的人権の達成度が国によって違っていることもまた事実である。それは、ある国々においては、人権の思想が浸透し、国際的な人権に関する宣言、規約、条約、議定書等への理解が普及し、自国・在住国の文化や伝統、法体系等を点検し、変えるべきところは変えるという作業が進んだ結果であろうと推察される。文化・伝統の自己点検が非常に難しいこともまた事実であろう。それが非常に難しいからこそ、上で見たジェンダーギャップ報告において、文化的に近い国々の順位が近いという結果になっているのであろうと推察される。しかし、それでもなお、人権状況の改善のためには、文化・伝統の自己点検が必要である。

日本においては、2006年、教育基本法が改定された。¹⁴⁾ その際、従来なかった「公共の精神」や「伝統」の語が加えられた。

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育

成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。¹⁵⁾

(後略)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

(一～四 略)

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

上の条文に即して言えば、伝統・文化というものは、歴史の中で、連続性をもちつつ変化しながら伝承されている。伝統・文化を尊重することとそれらを歴史的・学問的に学ぶこととは矛盾しない。

近年、広く一般に指摘されていることであるが、日本においては大半の人たちが自分を無宗教であると考えているのに対して冠婚葬祭に関する宗教行事は広く行われており、社寺等の多くの宗教組織が維持されている。¹⁶⁾ 日本における自国の文化に関する知識、とりわけ宗教に関する知識について言えば、よく浸透しているとはけっして言えないと思われる。しかし、この現状は、他国の文化を理解し、尊重する上でも、自分たちの人権状況を改善する上でも、よいことであるとは言えないだろう。

以下では、日本の文化に大きな影響を与えていると考えられる儒教と神道に関する理解を深めるために有益と思われる文献の内、日本語で入手しやすい2点と英語の1点を紹介する。(書名に続く文章は要約ではない。)¹⁷⁾

加地伸行『儒教とは何か』(中公新書)中央公論社、1997年

儒教は、漢字とともに東アジアに伝わった中国を起源とする文化的伝統であるが、死者についての思

14) 文部科学省のサイトに新旧の教育基本法の比較表がある。

http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/06121913/002.pdf

15) この部分に相当する旧法の部分は以下のとおり。「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。」すなわち、「普遍的」、「個性」等の語が新法では削除されている。

16) 比較的近年の調査を挙げるならば、石井研士の下記の研究がある。

<http://www2.kokugakuin.ac.jp/ishii-rabo/data/pdf/201102.pdf>

17) ここに挙げた文献以外にも、例えば戦前の修身の教科書なども、歴史的、批判的考察のための資料として有益であろう。<http://www.kikuchi2.com/sono/shushin.html>

想や儀礼を含んでいるので、宗教であると言える。日本においては、儒教の寺院等がきわめて少ないために、その存在の大きさが見えないのであるが、日本において、多くの人たちが行っている死者に関する儀礼の多くは、表面的には仏教式であるが、その起源は仏教よりもむしろ儒教にある。日本における死者に関する儀礼の中で、とくに儒教起源のものは、位牌と仏壇（儒教の祠堂に相当）である。儒教儀礼の基本は、死者（祖先）の魂魄を位牌に呼び戻して、生者と死者が会食するという形を取る。儀礼を主宰するのは当主であって、専門の聖職者はいない。祖先とは父系の祖先を意味し、氏（姓、苗字）は父から子へと伝承される。子孫が祖先（死者）を祭る限り、死者の魂魄は現世に戻って、生者と会食ができるが、祭る子孫がいなくなれば、現世に戻ることができなくなる。

島蘭進『国家神道と日本人』（岩波新書）岩波書店、2010年

今日存在している神社の大半は神社本庁に所属している。神社本庁の「敬神生活の綱領」には以下のように記されている。

- 一 神の恵みと祖先の恩とに感謝し、明き清きまことを以て祭祀（さいし）にいそしむこと
- 一 世のため人のために奉仕し、神のみこともちとして世をつくり固め成すこと
- 一 大御心（おおみこころ）をいただきてむつび和（やわ）らぎ、国の隆昌（りゅうしょう）と世界の共存共栄とを祈ること¹⁸⁾

上記の「大御心」とは天皇の心という意味である。神道が太古の農耕儀礼に起源をもつ日本古来のものであることは事実であろう。しかし、今日の神社の大半は神社本庁に所属している。神社本庁は一宗教法人であるが、それは明治時代から第二次世界大戦の敗戦まで存在した国家神道が大戦後に解体されて残存している形であり、国家神道より天皇崇敬を重要な信念として継承している。

Delmer M. Brown, ed., *The Cambridge History of Japan, Volume I, Ancient Japan* (Cambridge

University Press, 1993).

日本文化における最も重要な要素は神道思想であり、神道思想には歴史上あまり変化していない3つの原則が認められる。それらは、(1) vitalism, (2) priestism, (3) particularism である。(1) は、直訳すれば生命主義であるが、現世における繁栄を主たる関心事とする思想を意味する。(2) は、直訳すれば祭司主義であるが、天皇の権威が祭祀の主宰者であること（祭祀権）に根拠をもつものであるとする思想を意味する。(3) は、universalism（普遍主義）の反対概念であり、その否定であるが、日本語に翻訳することが難しい。人権との関わりで言えば、文化相対主義¹⁹⁾とほぼ同意であると思われる。これは自文化中心主義、自文化孤立主義になる危険性をもつ要素である。人権の普遍性に対して自文化の独自性を根拠に人権の相対性を主張しようとする傾向は、この要素と関連している可能性がある。

参考文献（本論考で使用了資料の内、書物の形態をもつもの）

Delmer M. Brown, ed., *The Cambridge History of Japan, Volume I, Ancient Japan* (Cambridge University Press, 1993).

加地伸行『儒教とは何か』（中公新書）中央公論社、1997年

阿久澤麻理子、金子匡良『人権ってなに？ Q&A』解放出版社、2006年

島蘭進『国家神道と日本人』（岩波新書）岩波書店、2010年

18) 神社本庁のサイト <http://www.jinjahoncho.or.jp/introduction/activity/>

19) 阿久澤麻理子、金子匡良、前掲書、59～60ページ。